

○神戸学院大学森記念文化体育館及び第2文化体育館使用細則

1992年4月1日

制定

改正 1996年4月1日

2004年4月1日

2007年4月1日

2015年4月1日

第1条 神戸学院大学森記念文化体育館及び第2文化体育館(以下「文化体育館」という。)を使用しようとする者は、神戸学院大学森記念文化体育館及び第2文化体育館使用規程第2条の規定に基づき、使用願を所定の期日までに学生支援センターに提出しなければならない。

第2条 文化体育館の使用時間は、7時から21時までとする。ただし、学生支援センター所長が必要と認めたときは、その時間を変更することができる。

第3条 文化体育館の使用手続きは、原則として使用日の1か月前から次のとおり行うものとする。

- (1) 森記念文化体育館の第1音楽練習室から第5音楽練習室並びに第2文化体育館の第1音楽練習室、第3音楽練習室、会議室及び和室を使用する場合は、文化会本部の承認を得て、学生支援センター所長の許可を受けるものとする。
- (2) 柔道場、剣道場及び体育室を使用する場合は、体育会本部の承認を得て、学生支援センター所長の許可を受けるものとする。ただし、原則として体育室のボクシングリングを使用しないものとする。
- (3) 第2文化体育館の第2音楽練習室、アトリエ、スタジオ、暗室及び共同部室を使用する場合は、学生支援センター所長の許可を受けるものとする。
- (4) トレーニング室を使用する場合は、使用日の7日前までに届け出て、学生支援センター所長の許可を受けるものとする。

第4条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可証を交付された者は、必ずこれを携帯すること。
- (2) 使用許可を受けた内容に変更が生じたときは、直ちに届け出ること。
- (3) 許可された目的及び場所以外の使用を禁止する。
- (4) 体育室及びトレーニング室では体育館シューズを使用すること。
- (5) 使用後は、整備、清掃、消灯を行うこと。

- (6) 許可なく、設備、備品等を移動しないこと。
- (7) 施設、用具等を破損又は滅失したときは、速やかに学生支援センターに届け出ること。
- (8) 文化体育館内での喫煙や火気の使用を厳禁する。
- (9) 文化体育館内での飲食を禁止する。
- (10) 貼紙、落書をしないこと。
- (11) 節電、節水につとめること。
- (12) ロッカー室、便所等共同使用の場所は、特に清潔、整頓につとめること。
- (13) その他、係員の指示に従うこと。

第5条 大学の休業日に使用する場合は、警備室に使用許可証の提示及び終了の報告を行うこととする。

附 則

この細則は、1992年4月1日から施行する。

附 則(1996年4月1日)

この細則は、1996年5月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(2004年4月1日)

この細則は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2007年4月1日)

この細則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2015年4月1日)

この細則は、2015年4月1日から施行する。